

第 6 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日(月) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 2 0 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 2 1 号
荒廃農地に係る非農地判断について
 - (3) 議案第 2 2 号
地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に対する意見決定について
 - (4) 議案第 2 3 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

4 出席委員

農業委員 6名

1番 黒崎 佳奈 2番 鈴木 義延 4番 岩谷 金良
5番 野内 誠 8番 泉 利夫 9番 根本 常和

農地利用最適化推進委員 9名

11番 近藤 強 13番 添田 文彦 14番 小針 淳一
15番 渡邊 健一 16番 伊藤良平次 19番 円谷 和司
20番 近内 壽夫 21番 矢内 常男 22番 福田 正三

5 欠席委員

農業委員 3名

3番 永沼 善恵 6番 大串 政一 7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 2名

17番 小豆畑 元 18番 添田 健

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔
農地管理係長 矢吹 進
書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は6名です。
定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、8番 泉利夫委員、1番 黒崎佳奈委員 を指名いたします。

(1) 議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 議事に入ります。
議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）
只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、第2種農地であります。

議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和8年6月9日午後1時30分より現地調査を行いました。
譲受人〇〇〇〇氏、農業委員会事務局矢吹係長、矢内主査、農地利用最適化推進委員の近内壽夫氏と私の5名で、字〇〇〇〇番、地目 田、面積2,463㎡を調査しました。
当該地は〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ500m進んだ所を右折し、さらに400m先T字路を右折、〇〇〇〇300m先を左折、その200m先左側に位置します。
所有権移転の目的は、太陽光発電施設の設置です。申請地は太陽光発電施設を設置し、年2回の草刈りを実施します。雨水は敷地内で自然浸透を計画しており、近隣の農地に対する影響はないと思われま

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第20号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第21号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第21号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

«「質問なし」の声あり»

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
議案第21号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号117を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

(3) 議案第22号

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に対する意見決定について

議 長 次に、議案第22号地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、町が地域計画を策定、または変更する場合は、あらかじめ農業委員会等の関係機関の意見を聴かなければならないことから意見聴取を行うものであります。

今回は地域計画の変更になりますが、まず整理番号1から4の地域につきましては、各地域計画の区域内の農用地等につきまして、令和7年度に農業委員会が荒廃農地に係る非農地判断を決定した土地について、農用地から削除したことにより経営面積及び集積率に増減が生じたことにより変更するものであります。

また、整理番号5及び6の地域につきましては、中谷地区内において、谷沢、坂路及び谷地集落について今後、ほ場整備事業の実施を予定していることに伴い、地域計画に掲げる集積率に差異が生じることから、今回中谷地区を2地区に分けるものであります。

議 長 審議に入る前に地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）について個別に審議したいと思いますのご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 それでは番号1 沢井地区について

ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号1 沢井地区について承認するものと決定いたします。

- 議 長 続きますして 番号2 沢田地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
異議のないものと認め、番号2 沢田地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きますして 番号3 山橋地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号3 山橋地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きますして 番号4 野木沢地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号4 野木沢地区について承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きますして 番号5及び6 中谷地区について
ご意見等ございませんか。
《「意見なし」の声》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、番号5及び6 中谷地区について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第23号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議長 次に、議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、総会にてご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

畑が4筆で、13,368㎡です。貸し手が3人、借り手が1件となります。設定する権利につきましては、賃借権で、令和8年7月31日から令和17年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

鈴木義延委員 貸付人のうち〇〇〇〇氏は過日亡くなられたが、その場合賃貸申込書の所有者が亡くなっても書類に問題はないのか。

事務局長 農地中間管理事業賃貸申込書が提出された時点では〇〇〇〇氏は存命だったので現段階では問題ありません。ただし利用権の設定については当該農地の所有権移転登記を行い、名義を変更した後でなければなりません。

議長 その他ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議のないものと認め、議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時18分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月22日

石川町農業委員会長

議事録署名人

8番

1番
